

## 病気見舞い・弔事に関する申し合わせ

### 1. 病気見舞いについて

本協会の役員（理事・監事）、評議員、名誉会長・及び顧問が、病気等による入院をした場合には、専務理事決裁とする。

### 2. 弔事の場合

#### (1) 役員並びに配偶者の場合

・協会代表者の参列

・香典 30,000円 ・門楯 1対

#### (2) 役員のパウレンならびに子供の場合

・弔電 ・門楯 1対

### 3. (財)日本陸上競技連盟、近畿陸上競技協会、滋賀県等関係役員については、専務理事決裁とする。

4. この申し合わせの改廃は理事会の決定による。

5. この申し合わせは平成23年9月1日より施行する。

## 本協会に加入する団体・登録者の経費にかかわる細則

一般財団法人滋賀陸上競技協会定款第8条第2項により下記の通りとする

加入金	加入団体（10名以上）	1団体	10,000円
	加入団体（5名以上10名未満）		人数×1,000円
	マスターズ連盟		30,000円
登録料	加入団体会員	1名	2,500円
	個人登録会員	1名	3,500円
	学連登録会員	1名	100円
	高体連登録料	1名	700円
	中体連登録料	1名	500円
	小学生登録料	1名	100円
	マスターズ会員の陸連登録料	1名	500円
特別会費	名誉会長、顧問		10,000円
	会長		50,000円
	副会長・専務理事・常務理事		20,000円
協賛金	別途協賛金募集要項による		

※マスターズ会員が陸連公認大会・審判員として参加する場合は一般登録すること。